

富良野市再生可能エネルギー導入目標策定支援業務
プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「令和3年度富良野市再生可能エネルギー導入目標策定支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名 再生可能エネルギー導入目標策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「富良野市再生可能エネルギー導入目標策定支援業務仕様書」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 委託期間

令和3年度 契約締結日～令和4年 1月14日まで

令和4年度 契約締結日（6月～7月を予定）～令和4年12月30日まで

(4) 委託料上限額

令和3年度 2,739,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算の範囲内で企画提案を行うこととする。

(5) その他

契約は年度ごとに行うものとするが、令和4年度に本業務に係る補助金の交付が受けられない場合、また、令和4年度予算において議会での承認を得られない場合においては、令和4年度業務を中止する。

3. 参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑨の要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。
- ③ 過去5年間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務の履行実績があること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ⑥ 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
- ⑧ 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
- ⑨ その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「2. 参加資格」(1)の①から③の条件を共同企業体として満たし、かつ④から⑨の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式4）を提出すること。
これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和3年11月16日（火）	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
11月24日（水）	参加申込関係書類の提出期限
11月24日（水）	企画提案の受付開始
11月26日（金）	質問の提出期限

12月 1日 (水)	企画提案関係書類の提出期限
12月 6日 (月)	審査会での企画提案説明 (以下「プレゼン」という。)
(↑予定)	審査結果通知、受託候補者決定
12月 上旬	委託契約締結 (補助金交付決定後)
令和4年 1月14日 (金)	委託契約履行期限

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ片面印刷」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする (A4サイズに折り込む)。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類

- ア. 参加申込書 (様式1) 1部
- イ. 納税証明書 (その3の3) 1部 ※取得から3か月以内の写し
- ウ. 履歴事項全部証明書 1部 ※取得から3か月以内の写し
- エ. 会社概要及び業務実績表 1部 ※任意様式
- オ. 業務委託共同企業体協定書 (様式4) 1部 ※共同企業体の場合のみ

② 提出期間

令和3年11月16日 (火) ~ 11月24日 (水) 午後5時

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出 (提出先は最終項目に記載)。

(2) 企画提案関係書類

① 提出書類

- ア. 企画提案書のかがみ (様式2) 1部
- イ. 実施体制 (任意様式) 7部
- ウ. 工程表 (任意様式) 7部
- エ. 同種・類似業務の実績 (任意様式) 7部
- オ. コンセプト・フロー (任意様式) 7部
- カ. 企画の具体案・見積書 (任意様式) 7部 ※1部30ページ以内

※仕様書に基づいて作成し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

※見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること。（税込金額で記載）

※作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集を付ける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

② 提出期間

令和3年11月24日（水）～12月1日（水）午後5時

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出（提出先は最終項目に記載）。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を簡易書留郵便または持参により富良野市へ提出すること。（提出先は最終項目に記載）

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年11月16日（火）～11月26日（金）午後1時

(2) 提出方法

質問は、文書（任意様式A4サイズ）により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により富良野市へ提出。（提出先は最終項目に記載）

(3) 質問の回答

富良野市は、質問書を受理後7日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メール（書面等）による。

7. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

(配点は「評価点×乗率」にて算出する)

実績提案内容等	評価項目	評価基準		配点		評価点	乗率
業務体制	業務担当者の配置、役割分担、実績等	①	業務体制について、役割や責任を明確化し、担当者能力（資格、実績）及び実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか	20	20	1~5	4
業務実績	同種業務の受託実績	②	他都市でのエネルギー消費量や再生可能エネルギーのポテンシャルについて調査・分析を行った実績はあるか	10	10	1~5	2
提案内容	企画提案内容	③	エネルギー消費量の現状把握や将来推計にあたり、採用予定のデータ・手法、分析方法等は適切か	15	45	1~5	3
		④	再生可能エネルギーの導入状況の把握及びポテンシャル調査にあたり、採用予定のデータ・手法、分析方法は適切か	15		1~5	3
		⑤	本市の現状や地域課題を踏まえた将来像のあり方の検討など、独自の工夫がみられるか	15		1~5	3
	業務実施スケジュール	⑥	仕様書に記載した事項を踏まえて、適切に委託業務が遂行できるスケジュー	10	10	1~5	2

			ールとなっているか				
提案能力	プレゼンテーション	⑦	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か	10	10	1~5	2
	見積価格	⑧	見積価格を相対的に評価する	5	5	1~5	1
合計				100			

評価点 5点(特に優れている)・4点(優れている)・3点(普通)・2点(劣っている)・1点(特に劣っている)

(2) プレゼン実施に関する事項

※ 参加者数により変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和3年12月 6日(月)、会場は富良野市役所内を予定。

参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

② 参加人数 5名までとする。

③ 留意事項

プレゼンは30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。

8. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先(受託候補者)の特定

「再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。
- ② 最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③ 最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。

- ④ 最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
- ② 企画提案関係書類に記載したプロジェクトリーダーは、特別の理由により富良野市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ② 前項（①）の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③ 富良野市は、前項（②）による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により説明を行わなければならない。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

11. 問合せ・書類等提出先

富良野市 市民生活部 環境課

住 所：〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電 話：0167-39-2308 (直通)

F A X：0167-23-1313

Eメール：kankyou-ka@city.furano.hokkaido.jp